二　最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項又は法第五十四条の七第三項に規定する措置をとっている場合　会社法第九百十一条第三項第二十六号又は法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

［三～五　略］

（共同して組織変更株式移転をする株式会社の事後開示事項）

第四十五条の二十　［略］

（組織変更株式交付子会社）

第四十五条の二十一　法第九十六条の九の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは、会社法第二条第三号（定義）に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合（会社法施行規則第三条第三項第一号に掲げる場合に限る。）における当該他の会社等とする。

（組織変更後株式会社の株式に準ずるもの）

第四十五条の二十二　法第九十六条の九の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額が第三号に掲げる額よりも小さい場合における法第九十六条の九の三第一項第五号、第六号、第八号及び第九号の定めに従い交付する組織変更後株式会社の株式以外の金銭等（会社法第百五十一条第一項（株式の質入れの効果）に規定する金銭等をいう。以下この条、第四十五条の二十五、第百一条の三及び第百五条の三において同じ。）とする。

一　組織変更株式交付子会社の株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債の譲渡人に対して交付する金銭等の合計額

二　前号に規定する金銭等のうち組織変更後株式会社の株式の価額の合計額

三　第一号に規定する金銭等の合計額に二十分の一を乗じて得た額

（計算書類に関する事項）

第四十五条の二十三　法第九十六条の九の二第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき組織変更株式交付子会社が会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）（法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項の規定による公告をしている場合　次に掲げるもの

イ　官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁

ロ　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

ハ　電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一条第三項第二十八号イ（株式会社の設立の登記）に掲げる事項

二　最終事業年度に係る貸借対照表につき組織変更株式交付子会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合　同法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

二　最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項又は法第五十四条の七第三項に規定する措置を執っている場合　会社法第九百十一条第三項第二十六号又は法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

［三～五　同上］

（共同して組織変更株式移転をする株式会社の事後開示事項）

第四十五条の十九　［同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］